

# 平成30度 入札・契約制度について

## 1. 入札参加要件の継続運用

\* 工事の品質確保を図るため、発注工種における経営事項審査（最新のもの）の完成工事高が、300万円未満の事業者について、入札参加を制限する要件設定を引き続き運用いたします。

《該当ランク》

ランクはCランクに登録されている業者

《対象工事：(税込み)》

土木一式・建築一式の工種 = 設計金額1,800万円以上2,200万円未満の工事

ほ装・造園の工種 = 設計金額800万円以上1,200万円未満の工事

※ほ装は、ほ装若しくは土木一式の実績で可

## 2. 総合評価競争入札本年度の試行概要

\* 総合評価競争入札での最低制限価格の適用を廃止しました。

「藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領」を改正し、一部試行的に適用していた最低制限価格を廃止して、全ての案件で、「藤沢市公共工事等低入札価格調査要領」を適用して調査基準価格及び失格基準価格での適用とします。

\* 評価種別「積算上の品質確保」の評価項目を追加しました。

工事の品質向上を図るため、「積算上の品質確保」の評価種別を新たに設け、調査基準価格以上の積算に対して、加算点として評価します。

\* 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出実績を評価項目に追加しました。

一般事業主行動計画を策定して、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備を行い、従業員の働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業について加算点として評価します。

\* 総合評価入札の落札制限の設置

総合評価入札における受注機会の均等を図るため、同一開札日の同種工事については、1件落札後は無効とする落札制限を設けていますが、さらに徹底を図るため、総合評価入札による工事に限り、落札制限を設定します。

件数上限	総合評価入札により落札した工事の手持ち件数は、 <b>3件</b> を限度とします。
カウントされる期間	落札決定からしゅん工検査終了日まで

※総合評価入札による工事の手持ち工事（落札決定～しゅん工検査日）が3件に達した場合、以降の総合評価入札による工事の入札は無効といたします。

ただし、しゅん工検査（基準日：公告の日の前日）が完了することによって、その工事はカウントから除かれ、3件に達するまで落札することができるようになります。

### 3. その他

#### (1) 工事施工実績の対象期間の延長

平成30年度発注する工事の入札参加要件としての工事の施工実績の対象期間「平成15年度以後に完成した工事」とします。

#### (2) 市内業者への優先発注について

藤沢市からの各種発注は、市内業者を基本とします。

また、藤沢市の経済活性化及び市内企業の育成のため、下請業者の選定、資機材の購入や機械・機器類を調達する場合は、市内企業を優先するようにご協力をお願いいたします。

#### (3) 現場代理人の常駐要件の範囲拡大（継続）

**契約金額が「2,500万円未満」の工事については、2件まで兼務できることとします。**

**適用期限・・・2019年(平成31年)3月31日までの時限的措置**

※兼務を希望する場合は、兼ねる元工事・兼工事それぞれに「現場代理人兼務届」の提出が必要となります。両工事の契約担当課へ提出してください。

#### (4) 疑義申し立て期間における、金額入り設計書の確認について

著作権保護の観点から、土木工事等の閲覧範囲を一部変更します。

#### (5) 参考設計図書の添付

入札公告時に、参考設計図書（図面等）をイメージ添付する場合があります。

#### (6) 測量業務の専任配置技術者の設定

測量業務の配置技術者を、専任とする場合があります（導入する案件については、個別の入札公告に記載します。※専任の取扱は、建設業法における技術者制度に準じて運用します）。

#### (7) 社会保険等の加入について

受注者（元請業者）においては、社会保険等の加入を入札参加資格登録時点から求められていますが、公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、社会保険等未加入業者（届出の義務がない者を除く）を一次下請け工事業者とすることができなくなりましたので、元請・下請け問わず、今後もより一層の社会保険等への加入について取り組んでください。

#### (8) 定期申請のお願い

平成30年度はかながわ電子入札システムに関する定期申請が行われる年です。更新申請漏れの無いようご注意ください。